

## SNS と防災アプリの使い方、学びます シニア向けスマホ教室開催！

■問合せ デジタル都市推進課  
デジタル都市推進係  
(☎ 23 - 3767)

今回は、シニア世代にも活用者が増えている SNS と、Yahoo! 防災速報アプリの使い方を学びます。このほか、スマホの使い方について講師に質問できます。

町も SNS や Yahoo! 防災速報アプリを通じて情報を発信しているので、操作を学んで利用してみましょう。

▼日程等（各回 1 時間 30 分で、各回先着 15 名）

① 8月17日（水）10 時～、西当別コミセン

② 8月17日（水）14 時 30 分～、ふれあい倉庫

※マスク着用で出席してください。スマホはこちらで用意します。

▼年齢制限・受講料 無し

▼申込み ドコモショップあいの里店

※ドコモ利用者以外も受講できます。

10 時～ 19 時（8月11日は定休）

（☎ 0120 - 224 - 808）

・音声案内に従い、3 番を押してください。

▼申込期間 8月6日（土）10 時～開催前日まで

※9月以降も順次開催予定です。

### SNS とは…

LINE や Twitter、YouTube など指し、インターネットでの情報収集・発信、コミュニケーションの場として広く使用されています。なお、今回は Twitter と YouTube の使い方について学びます。

SNS を利用することにより、特定の趣味を持つ人同士での友達作りや、撮影した動画や写真を多くの人と共有することができます。

### Yahoo! 防災速報アプリとは…

緊急地震速報や豪雨予報をはじめとして、さまざまな災害情報をいち早く受け取ることができます。ほかにも、避難場所の登録やハザードマップ、防災用品などの確認ができる「防災手帳」など、災害発生時だけでなく普段の備えにも活用できる機能もあります。

広 告

### 償還払い

#### 子宮頸がんワクチン任意接種の償還払いを実施します

子宮頸がん予防接種の積極的勧奨の差し控えにより定期接種の対象年齢を過ぎて任意で予防接種を行った方に対し、予防接種費用の助成を行います。

▼対象者 ①～⑥の全てに該当する方が対象。

- ①令和4年4月1日時点で当別町に住み票がある方
- ②平成9年4月2日～平成18年4月1日生まれ的女性
- ③16歳となる年度の末日までに子宮頸がんワクチンを3回接種していない方
- ④17歳となる日の属する年度の初日から、令和7年3月31日までに日本で2価又は4価ワクチンの任意接種を受け、実費を負担している方
- ⑤償還払いを受けようとする回数分について、キャッチアップ接種を受けていない方
- ⑥他市区町村から同種の助成を受けていない方

#### ▼助成費用

負担した予防接種費用の実費

※実費を支払った事実が証明できる書類が提出できない場合は、年度における子宮頸がん予防接

種に基準する額を助成します。

▼期間 令和7年3月31日まで

#### ▼必要書類

- ①申請書（町指定のもの）
- ②接種費用の支払いを証明する書類（領収書、明細書等）の原本
- ③接種記録が確認できる書類（母子健康手帳、予診票等の写し）
- ④口座がわかるもの（通帳、キャッシュカード等）のコピー
- ⑤被接種者の氏名、住所、生年月日が確認できる書類（運転免許証等）の写し

※申請者と被接種者が異なる場合は双方のものがが必要です。

▼問合せ 保健福祉課健康推進係  
(ゆとろ内 ☎ 23 - 4044)

### 募集

#### 赤十字社員に登録しませんか

日本赤十字社では、地震などの災害や内戦等の紛争に対して、様々な支援活動を行っています。この活動に賛同し、毎年500円以上の資金協力をしていただく方（社員）を募集しています。関心がある方は、地域の協賛委員または福祉係へご連絡ください。

▼問合せ 保健福祉課福祉係  
(ゆとろ内・☎ 23 - 3019)

### 高額療養費

#### 限度額適用認定証のご利用を！

病院や薬局で支払う医療費がひと月の自己負担限度額を超えた場合、支払い後に国保の窓口で手続きをすることで、超えた額を支給する「高額療養費制度」があります。あらかじめ「限度額適用認定証」の交付を受けて医療機関の窓口へ提示すれば、医療機関ごとにひと月の支払額が自己負担限度額までとなり、多額の費用を立て替える必要がなくなります。

7月までに国保の窓口で「限度額適用認定証」を申請し、交付されている場合、有効期限は7月31日までです。8月以降入院等で認定証の交付を希望する方は、新たに申請が必要です。

※食事代などの保険適用とならない費用は、自己負担になります。  
※所得によりひと月の自己負担限度額が決定しますが、区分によっては「限度額適用認定証」の申請が不要な方もいます。区分確認のため、まずは下記担当までご連絡ください。

▼問合せ  
住民課国保・後期高齢者医療係  
(☎ 23 - 2467)

広 告

## 国民年金

### 読んで得する年金のお話

【産前産後期間の国民年金保険料が免除されます】

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間（多児妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間）の国民年金保険料が免除されます。産前産後期間は、保険料を納付したものとして、老齢基礎年金の受給額に反映されます。

出産とは妊娠85日以上の出産をいい、死産、流産、早産された方を含みます。対象者は「国民年金第1号被保険者」で、出産日が平成31年2月1日以降の方です。出産前の方は予定日の6カ月前から、出産後の方はさかのぼって申請できます。納付済みの期間の保険料は、後日還付されます。

### 【年金納付は前納がお得です】

前納制度は、保険料が割引されます。現金納付・口座振替どちらも利用できますが、口座振替による前納はさらに割引されるのでお得です。6カ月前納（10～3月分）される場合は、8月末までに手続きが必要です。国民年金保険料を未納のままにしておくと、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。経済的な理由などで納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除や猶予制度があります。免除期間は、申請時点の2年1カ月前の月分までです。

#### ▼問合せ

住民課戸籍年金係  
(☎ 23 - 2463)  
札幌北年金事務所  
(☎ 011 - 717 - 4112)

## 手当

### 児童扶養手当「現況届」の提出は8月31日まで

児童扶養手当を受給している方は、引き続き手当を受けることができるかを判断する「現況届」を提出する必要があります。現在、手当を受給している方には、8月上旬に「現況届」を送付しますので、期限までに提出してください。

所得制限により手当が支給されていない方も提出ください。

#### ▼現況届の提出がない場合

- ・手当を継続して受給できなくなります。
- ・2年で資格を喪失し、さかのぼって受給できなくなります。

#### ▼提出期限 8月31日（水）

#### ▼提出先・問合せ

保健福祉課福祉係  
(ゆとろ内・☎ 23 - 3019)

広 告

## 土地取引

一定面積以上の土地取引は届出が必要です

土地の売買・賃借・交換・営業譲渡など、一定面積以上の土地取引に係る契約は、国土利用計画法の規定により、その土地が所在する市町村に届出が必要です。

### ▼届出の対象となる面積

- ・都市計画区域を含む場合  
5,000㎡以上
- ・都市計画区域外 1万㎡以上

### ▼届出者

土地の権利取得者（買主等）

### ▼届出期限

契約締結日から2週間以内

※提出期限を過ぎた場合でも、届出書の提出にご協力ください。

### ▼提出書類 以下の書類各3部。

- ・土地売買等届出書
- ・土地売買等契約書の写し
- ・土地の位置等を明らかにした縮尺

5万分の1以上の地形図（位置図）

- ・土地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5千分の1以上の図面（住宅案内図等）
- ・土地の形状を明らかにした図面（公図）
- ・その他（必要に応じて委任状等）

### ▼提出先・問合せ

事業推進課事業推進係  
(☎ 23 - 3198)

## 納税

8月31日は町道民税・固定資産税・国保税（第2期分）の納期限

納期限までに納付しないと、督促状が発付されたり、延滞金がかかる場合があります。病気や失業などのやむを得ない事情により、納期限までに納付することができない場合は、必ずご相談ください。

### ▼問合せ

税務課納税係 (☎ 23 - 2341)

## 特定疾患

医療受給者証等の更新申請期間に注意してください

北海道が交付している指定難病などの受給者証は、9月30日で有効期間が満了します。引き続き受給者証を使用するためには、有効期間までに更新の手続きを行う必要がありますので、更新忘れがないように注意してください。対象となる受給者証は「特定医療費（指定難病）および特定疾患受給者証」、「肝炎治療特別促進事業受給者証」、「ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重度患者対策医療受給者証」です。今年度から、申請書の提出先が保健所から北海道庁に変更とされましたので、手続きは原則郵送で行っていただきます。

### ▼問合せ 北海道保健福祉部地域保健課手当支給係

(☎ 011 - 206 - 6028)

広 告

広 告

広 告

広 告